

誓約書

廃棄物処理に係る処理手数料の支払いについては、不納・遅延等ないことを誓約いたします。

不納・遅延等が発生した場合、その後の当該処理手数料は、高座清掃施設組合廃棄物処理に関する条例第14条第1項に基づき、お支払いいたします。

搬入する廃棄物については、1. 危険物・有害物、2. 産業廃棄物、3. 資源化・再生利用可能物、4. 処理不適物、5. 組合で受け入れできない廃棄物が積載されていないことを確認します。これらの確認事項に反した場合は、当該廃棄物を持ち帰ることを誓約いたします。

処理施設内における事故等については、自己の責任において処理し、諸施設に損害を与えたときは賠償いたします。

高座清掃施設組合組合長 殿

年 月 日

住 所

事業者名 ⑩

代表者名 ⑩